

公 告

次に掲げる者の住所等が不明であるため、地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達をします。

送達を受けるべき書類は当市役所総務部税務課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

令和8年7月3日

刈谷市長 稲垣 武

送達を受けるべき者の氏名	送達を受けるべき書類
入江 秀樹	軽自動車税の課税保留等に関する処分決定通知書
以下余白	